

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会達第1号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会処務規程

平成27年4月1日公平委員会達第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公平委員会(以下「委員会」という。)の処務について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務職員をおく。

(職務)

第3条 事務職員は、次の各号に掲げる委員会の事務を処理する。

- (1) 委員会の会議に関する事
- (2) 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分についての不服申立ての審査に関する事
- (3) 職員の苦情の処理に関する事
- (4) 職員団体に関する事

第4条 委員会が指定した事務職員(以下「上席事務職員」という。)は、委員会委員長の命を受け、事務を掌理し、所属事務職員を指揮監督する。

2 事務職員は、上席事務職員の命を受け、事務に従事する。

(専決)

第5条 上席事務職員は、次に掲げる事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務職員の宿泊を伴わない旅行命令に関する事。
- (2) 事務職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (3) 事務職員の休暇及び欠勤等の承認に関する事。
- (4) 公印の監守に関する事。
- (5) 不利益処分に関する審査請求書及び勤務条件に関する措置の要求書の補正に関する事

- (6) 不利益処分に関する不服申し立てにおける答弁書等及び勤務条件に関する措置の要求における意見書等の提出要求に関すること
- (7) 職員団体の登録に関する条例（平成27年条例第26号）に規定する職員団体の登録事項の変更に係る決定・通知等に関すること
- (8) 職員団体の登録の効力の停止等に関すること及び登録の取消しに係る聴聞に関すること
- (9) 前各号のほか、定例の事務事業の施行決定に関すること

（公印）

第6条 委員会の公印の名称、書体、寸法は、別表第1のとおりとする。

2 前項に掲げる公印のひな形は、別表第2のとおりとする。

3 公印の取扱いについては、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公印規則（平成26年規則第2号）の例による。

（文書の取扱い等）

第7条 委員会における文書の取扱い等については、別に定めがあるもののほか、大阪市・八尾市・松原市環境施設組合公文書管理条例（平成26年条例第3号）の例による。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表第1

名称	ひな型	書体	寸法 ミリメートル
公平委員会印	1	てん書	方 30
公平委員会委員長印	2	てん書	方 23

別表第2

1

大 阪 市 ・ 八
尾 市 ・ 松 原 市
環 境 施 設 組 合
公 平 委 員 会 印

2

大 阪 市 ・ 八
尾 市 ・ 松 原 市
環 境 施 設 組
合 公 平 委 員 会
委 員 長 之 印